第二千八百二十号

平成三十年

八月三十日

日

木 曜

示

目

次

·四三六 ·四三六 四三五

○公共測量の実施……………… ·四三九 ·四三七 ·四三六

の

告 示

山梨県告示第二百五十号

を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。 県営耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業(白州地区大除竹宇第一工区)の換地計画 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、

なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、審査請求をすることができる。 平成三十年八月三十日

山梨県知事 後 藤

斎

- 縦覧書類 換地計画書の写し
- \equiv 縦覧期間 平成三十年八月三十一日から同年十月一日まで
- 三 縦覧場所 北杜市役所

兀 審查請求期間 平成三十年十月二日から同月十六日まで

山梨県告示第二百五十一号

Щ

梨 県 公

報

第二千八百二十号

平成三十年八月三十日

土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第八十九条の二第 一項の規定により、

> 県営耕作放棄地解消·発生防止基盤整備事業(白州地区大除竹宇第二工区) を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。 の換地計画

なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、審査請求をすることができる。 平成三十年八月三十日

山梨県知事 後 藤

斎

- 縦覧書類 換地計画書の写し
- 縦覧期間 平成三十年八月三十一日から同年十月一日まで
- 三 縦覧場所 北杜市役所

四

 $\stackrel{-}{-}$

審查請求期間 平成三十年十月二日から同月十六日まで

山梨県告示第二百五十二号

めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。 県営耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業(白州地区堰口第一工区)の換地計画を定 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、

なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、審査請求をすることができる。 平成三十年八月三十日

山梨県知事 後 藤

斎

縦覧書類 換地計画書の写し ·四三九

- 縦覧期間 平成三十年八月三十一日から同年十月一日まで
- 三 縦覧場所 北杜市役所
- 兀 審查請求期間 平成三十年十月二日から同月十六日まで

山梨県告示第二百五十三号

めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。 県営耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業(白州地区堰口第二工区)の換地計画を定 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、

なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、 平成三十年八月三十日 審査請求をすることができる。

後 藤

斎

- 山梨県知事
- 縦覧期間 平成三十年八月三十一日から同年十月一日まで
- 縦覧場所 北杜市役所

三

縦覧書類

換地計画書の写し

几

審查請求期間 平成三十年十月二日から同月十六日まで

Ш

山梨県告示第二百五十四号

一般の縦覧に供する。
しいのでは、この告示の日から平成三十年九月二十日まで設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成三十年九月二十日まで路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建造路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道

平成三十年八月三十日

山梨県知事 後 藤

斎

一 道路の種類 県道

一路線 名 上野原丹波山線

三 道路の区域

二八 一 五	九・八~ 二四・八	新	
二八 一 · 五	六:二(-)二:三	旧	上野原市西原字宮原五五一九番一地先まで上野原市西原字宮原五四七五番一地先から
(メートル)	(メートル)敷地の幅員	の旧 別新	区間

山梨県告示第二百五十五号

供する。設事務所吉田支所において、この告示の日から平成三十年九月二十日まで一般の縦覧に設事務所吉田支所において、この告示の日から平成三十年九月二十日まで一般の縦覧に路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道

平成三十年八月三十日

梨県知事 後 藤

斎

3

Ш

口湖線 鳴沢富士河 路 線 名 木平八○三六番一地先まで南都留郡富士河口湖町小立字白馬場原四八二二番一地先から馬都留郡富士河口湖町勝山字上南都留郡富士河口湖町勝山字上 区 間 (メ メ ! 四 1 八・六 ル長 八月三十5 期日開始の 日年 0)

県道

種道類路の

公告

● 一般競争入札について

の適用を受ける調達契約に係るものである。れた政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束れた政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成さ次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラ次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラ

平成三十年八月三十日

山梨県知事 後 藤

斎

一般競争入札に付する事項

1 調達をする物品等

一名称 農業農村整備事業標準積算システム関連機器等の借入・保守業務

数量 一式

2 調達をする物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。

3 借入期間 平成三十一年三月一日から平成三十六年二月二十九日まで

4 納入場所 知事が指定する場所

二 事務を担当する所属 山梨県農政部耕地課

のない者とみなす。 等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止三 一般競争入札の参加資格 次のいずれにも該当しない者であること。ただし、この

いずれかに該当する者
1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項各号の

こととされた者であって、同項の規定により定められた期間を経過していないもの2 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させない

一条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってそ暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第

該当する者を除く。)の役員が暴力団員であるもの(地方自治法施行令第百六十七条の四第一項第三号にの役員が暴力団員であるもの(地方自治法施行令第百六十七条の四第一項第三号に

と徐大。)ている者(これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者でいる者(これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の申立てをし民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく更生手続開始の申立て又は

芸業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない

6 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営って

んでいない者

四 一般競争入札の参加資格の審査

- 梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日(以下1 申請の時期 平成三十年八月三十一日(金)から同年九月十四日(金)まで(山
- 2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時まで

「県の休日」という。)を除く。)

郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県農政部耕地3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参又は郵送により提出すること。

五 入札手続等

- 1 契約条項を示す場所 四3に掲げる場所
- 3に掲げる場所において直接交付する。なお、事前に六9三の問合せ先に電話連絡(県の休日を除く。)の午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時まで、四2 入札説明書の交付方法 この公告の日から平成三十年九月六日(木)までの日
- 札の参加資格の確認を受けること。 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入
- 入札及び開札の日時及び場所
- 日時 平成三十年十月十日(水)午後二時
- □ 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県防災新館三階三○一会議室
- でに到着するよう送付すること。の内一丁目六番一号山梨県農政部耕地課宛に平成三十年十月九日(火)午後四時まの 郵送による入札書の提出先及び期限 郵便番号四〇〇—八五〇一山梨県甲府市丸
- 人札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。
- 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき
- ごの公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。
- いとき。
 三 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難
- に違反したとき。 四 一から回までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件
- 入札を行った者を落札者とする。十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な「「落札者の決定方法」山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号)第百二

その他

Щ

梨

県

契約の手続において使用する言語及び通貨

一 言語 日本語

二 通貨 日本国通貨

3

2 入札保証金

は、これを免除する。 めなければならない。ただし、山梨県財務規則第百九条の二の規定に該当する者の、契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納

違約金の有無 有

5 前払金の有無 無

6 最低制限価格の有無 無

7 契約書作成の要否 要

る。 ま契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することがあ 年山梨県条例第九十号)の規定による長期継続契約である。翌年度以降において当 契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成十七 8 長期継続契約 この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる

9 その他

負わないものとする。場合は、契約を締結しない。また、この場合において、県は、損害賠償の責めを、落札者が契約締結までの間に三1から6までのいずれかに該当する者となった

二 詳細は、入札説明書による。

□ 問合せ先 山梨県農政部耕地課(電話○五五―二二三―一六二七)

% Summary

Nature and quantity of the products to be procured: The borrowing and maintenance check of Server apparatus for integrated system: 1 set

2 Date and time for tender: 2:00PM October 10, 2018

3 Bureau in charge: Technology Management Section, Agricultural Land Improvement Division, Agriculture Department, Ymanashi Prefectural Government 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanashi 400-8501 Japan TEL 055-223-1627

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、塩川

平成三十年八月三十日

山梨県知事 後

藤

斎

E

山梨県公報 第二千八百二十号

退任

平成三十年八月三十日

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	理事	役職名
尾林久常	齋藤正三	今福重幸	山本建澄	廣瀬勝典	小川龍馬	伊藤立志	小泉泰夫	金子正路	上野公	戸島淑彦	志村臣市	氏名
韮崎市穴山町十二番地一	地		地		地一		番地	韮崎市藤井町坂井五百十一番地二	一	番地	番地一番地一十二千六百四十七十	住所
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	司	平成三十年八月六日	退任年月日
			=									

Щ
梨
県
公
報
第
手
八
百
工
号
-
平
成
三
士
华
月
三
十
П

同
一 韮崎市穴山町三千三百八十七番地
田町小田川千五百四十番
中條四千百六十五番
番地
地一 韮崎市中田町中條千三百四十二番
番地韮崎市藤井町駒井二千六百七十一

		番地
監事	高添眞一	番地
问	穗 阪 敏	番地一番地一手的非二千七百五十八
问	生山洋一	韮崎市穴山町二千五十九番地一
问	戸島雅美	北杜市明野町三之蔵二百九番地一

同

同

同

同

公共測量の実施

項の規定により国土交通省関東地方整備局富士川砂防事務所から次のとおり公共測 『量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条 の規定により公示する。 実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第

平成三十年八月三十日

山梨県知事 後 藤

斎

- 測量の種類 公共測量(UAVレーザ測量 (地図情報レベル五百))
- 測量の地域 山梨県南巨摩郡早川町内
- 測量の期間 平成三十年八月二十七日から同年十月十二日まで

そ 0 他

山梨県道路公社公告第三号

のとおり一般競争入札を行う。

平成三十年八月三十日

風

間

辰

也

雁坂トンネル有料道路管理事務所長

般競争入札に付する事項

- 工事名 雁坂トンネル防災制御システム設備端末機器更新工事
- 工事概要 工事場所 山梨県山梨市三富川浦から埼玉県秩父市大滝地内まで 防災制御システム更新工事(ユニット二―四及び二―五)
- 火災検知

	告、設計図書等による。 告、設計図書等による。 告、設計図書等による。	器更新工 四十六台 I/〇コントコーラー更新工 五十三台 赤色表示汀盤更新

発行者

Щ

梨県

甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 ㈱サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番